

Ⅲ 協働コース

※複数のコース、提案事業を同時に申請することはできません。

3年後に地域課題の解決や暮らしの豊かさの実現につながる事業アイデアについて、NPOや企業、行政などの多様な団体が柔軟に協働し、それにより有効な手段や相乗効果が得られる事業及び団体間のサポートをするコース。2団体以上で事業の提案をしていただきます。

「行政との協働」「行政以外との協働」のいずれかを選んでいただきます。

●応募資格（次の事項にすべて該当することが必要です）

- ① 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的としている団体
- ② 営利事業を目的としていない団体
- ③ 任意団体の場合は、5人以上で構成され、団体の設立目的、組織（役員等）、会議（総会等）、代表者などの定めがある団体 ※親族のみの申請は不可
- ④ 申請時に設立から1年以上の団体
- ⑤ これまでに、協働コースに採択されていない団体
- ⑥ 暴力団員が構成員でない団体、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していない団体
- ⑦ 宗教活動、政治活動及び選挙活動を主たる目的としない団体
- ⑧ 市税の滞納がない団体

※構成員が18歳未満の者のみの場合は、構成員とは別に責任能力のある18歳以上の協力者が必要です。

・「行政との協働」

協働相手を行政（藤沢市）とする場合は、申請前または申請後に、藤沢市役所の関係課と調整しながら具体的な事業を企画して提案していただきます。

協働相手に
学校法人もOK

・「行政以外との協働」

協働相手を行政以外の団体とする場合は、協働相手の団体と調整しながら、具体的な事業を企画して提案していただきます。協働相手は、協働コースの応募資格のうち、③④⑥⑦⑧のすべてに該当する必要があります。

※協働コーディネーターが、協働したい団体とのマッチングをサポートします。協働相手を探したいときは、お早めにご相談ください。

●補助金額または負担金額 ※行政との協働の場合、補助金ではなく負担金といいます。

1年目 上限150万円 / 2年目 上限100万円

（2年度事業または単年度事業。1団体につき1回まで）

- ・事業期間 1年目及び2年目の開始当初に、各年度分を全額支払います（補助金額または負担金額は千円単位）。
- ・補助金・負担金の終了後も事業が継続できる提案であることが必要です。

●対象経費

- ・事業実施期間に支払った、提案事業の実施に直接必要な経費のみ。

※事業を実施する中で、当初予定していた事業ができないなどの理由により、途中で事業の目的や事業内容を大きく変更することはできません。場合によっては、補助金・負担金を返還していただくこととなります。

●事業期間

2年度事業の場合 2025年（令和7年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日まで
単年度事業の場合 2025年（令和7年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日まで

●申請書類

エントリーシート（第1号様式）、収支予算書（第2号様式）（2年度事業は、1年目分、2年目分、合算分それぞれ必要）、団体概要書（第3号様式）（「行政以外との協働」は、協働相手の団体分も必要）、定款又は規約（会則）、役員名簿、会員名簿（任意団体のみ）、前年度決算関係書類（収支決算書・貸借対照表・財産目録等）、課税地の市税の納税証明書（法人のみ。税の滞納がないことの証明（未納がないことの納税証明書）※申請日から3か月以内に発行されたもの）

※申請書類は、役員名簿・会員名簿・納税証明書を除き公開し、関係者等に配布するほか、事業が採択された場合は、中間報告会等でも公開します。また、団体の名称や事業内容等を市ホームページ等で公開します。

※提出された書類は返却しません。

●年間スケジュール（申請年度）

時期	協働コース
4月	4月16日(火)・18日(木)・22日(月) 募集説明会(3コース共通)
5月	～5月10日(金)まで 事前相談 申請事業や書類の書き方の相談受付 4月25日(木)～5月15日(水) 正午 申請書類受付期間
6月	【団体間での調整期間】 ※協働コーディネーターによるサポートあり ・協働相手をマッチング ・協働団体間での目的や目標など考え方の整理 ・企画の調整・実施手法の具体化 ・役割分担の明確化 ・・・など調整を進める期間
7月	
8月	
9月	9月18日(水) 調整後の申請書類を再提出
10月	10月11日(金) 書類審査(一次審査) ※申請団体の出席はございません。
11月	
12月	12月14日(土) 公開プレゼンテーション審査(二次審査)
1月	結果のお知らせ
2月	協定書等の書類作成
3月	
翌4月	2025年(令和7年)4月1日から 事業開始

●中間報告会への出席・事業報告書類の提出

事業開始後、活動をより効果的に支援するため、中間報告会（事業実施年の11月頃）に出席していただきます（報告書提出あり）。また、各年度終了後1ヶ月以内に、事業の完了届及び収支決算書等を提出していただき、領収書等書類の確認もさせていただきます。